１０　年　保　存
機　密　性　２
平成 25 年８月８日から 平成 35 年８月７日まで

基監発 0808 第１号
平成 25 年８月８日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局監督課長
（契　　印　　省　　略）

過重労働重点監督月間における重点監督の実施等について

標記については、平成 25 年８月８日付け基発 0808 第２号・職発 0808 第４号「若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組の強化について」（以下「連名局長通達」という。）により指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

１　年間計画の変更

平成 25 年２月 13 日付け基発 0213 第１号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」（以下「留意通達」という。）記の２の（１）のウにおいて、本年 11 月を「過重労働解消キャンペーン（仮称）」期間として設定し、[redacted]これについて連名局長通達において、「過重労働解消キャンペーン（仮称）」の名称を「過重労働重点監督月間」（以下「重点月間」という。）とし、実施時期についても当初予定していた 11 月から９月に変更することとしたものであること。

このため、各重点対象の優先度等を踏まえつつ、実施時期を振り替える等により、９月に必要な重点監督を実施できるよう、年間監督指導計画を見直すこと。

２　重点監督の実施等

（１）監督対象事業場

連名局長通達記の第１の１において指示された監督対象事業場は、以下の事業場であること。

①　別添「監督対象事業場一覧表」において指定した事業場（連名局長通達記の第１の１の①関係）

②　上記①以外で、監督署やハローワーク利用者等からの苦情や通報等を端緒

に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる事業場（連名局長通達記の第１の１の①関係）

③　連名局長通達記の第２の１の「電話相談」に寄せられた情報から、下記（２）重点事項に係る問題があると疑われる事業場（連名局長通達記の第１の１の②関係）

④　監督署等に寄せられた情報から、下記（２）重点事項に係る問題があると疑われる事業場（連名局長通達記の第１の１の③関係）

⑤　平成 25 年４月１日付け基監発 0401 第１号「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」（以下「0401 第１号通達」という。）記の１の（１）の事業場（連名局長通達記の第１の１の③関係）

（２）重点事項

重点事項は、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消とし、関係通達に基づき確実な指導を行うこと。

（３）監督指導に当たっての留意事項

ア　上記（１）の①の事業場については、必ず重点月間中に監督指導を実施すること。

イ　上記（１）の①の事業場に係る監督指導については、原則としてチーム監督により実施すること。また、上記（１）の①以外の事業場に係る監督指導についても、平成 23 年３月 11 日付け基監発 0311 第４号「チーム監督の実施に当たって留意すべき事項について」に基づき、必要に応じチーム監督を実施すること。

ウ　監督指導時には、[redacted]を確認すること。また、長時間労働が行われていることが疑われる場合には、必要に応じ長時間労働が行われていることを裏付けるための調査を行うこと。

エ　連名通達記の第１の２の（１）は、0401 第１号通達記の３の（３）「定着監督の実施」について、連名通達記の第１の２の（２）は、留意通達等で累次に指示されてきた積極的な司法処理について、改めて指示されたものであること。したがって、これらについては重点月間のみならず、引き続き実施すべきものであること。

（４）監督付表の作成等

監督指導を実施した全数について、別紙の監督付表を作成すること。また、局においては、作成した監督付表の写しを取りまとめた上で、平成 25 年 10 月 18 日（金）までに本省監督課あて送付すること。

なお、上記２の（１）の①の事業場に係る監督指導については監督復命書、是正勧告書及び指導票の写しを監督付表の写しに添付すること。また、上記２の（１）の⑤の事業場に係る監督指導については、0401 第１号通達別添の監督付表に代えて、別紙の監督付表を使用すること。

（５）労働基準行政情報システムへの登録

本監督指導の結果については、平成25年10月18日（金）までに、全数について労働基準行政情報システムに確実に入力するとともに、入力する際には、監督復命書画面の「監督結果情報１」のタブ画面の「特別監督対象１」から「一斉（調査的）１」を確実に選択すること。

ただし、地方運輸機関との合同監督・監査である場合は「合同監督・監査」を選択すること。

3　ハローワークへの情報提供

連名局長通達記の第４の１のハローワークへ情報提供については、[redacted]

また、ハローワークへの情報提供は、平成20年3月28日付け基監発第0328002号・職首発第0328001号・職農発第0328001号・職建港発第0328001号・職保発第0328014号・職需発第0328001号・職外発第0328001号・障高障発第0328009号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携に当たって留保すべき事項について」に準じて行うこと。

なお、ハローワークへの情報提供を行う場合には、事前に本省監督課に情報提供すること。

別紙

過重労働重点月間監督付表

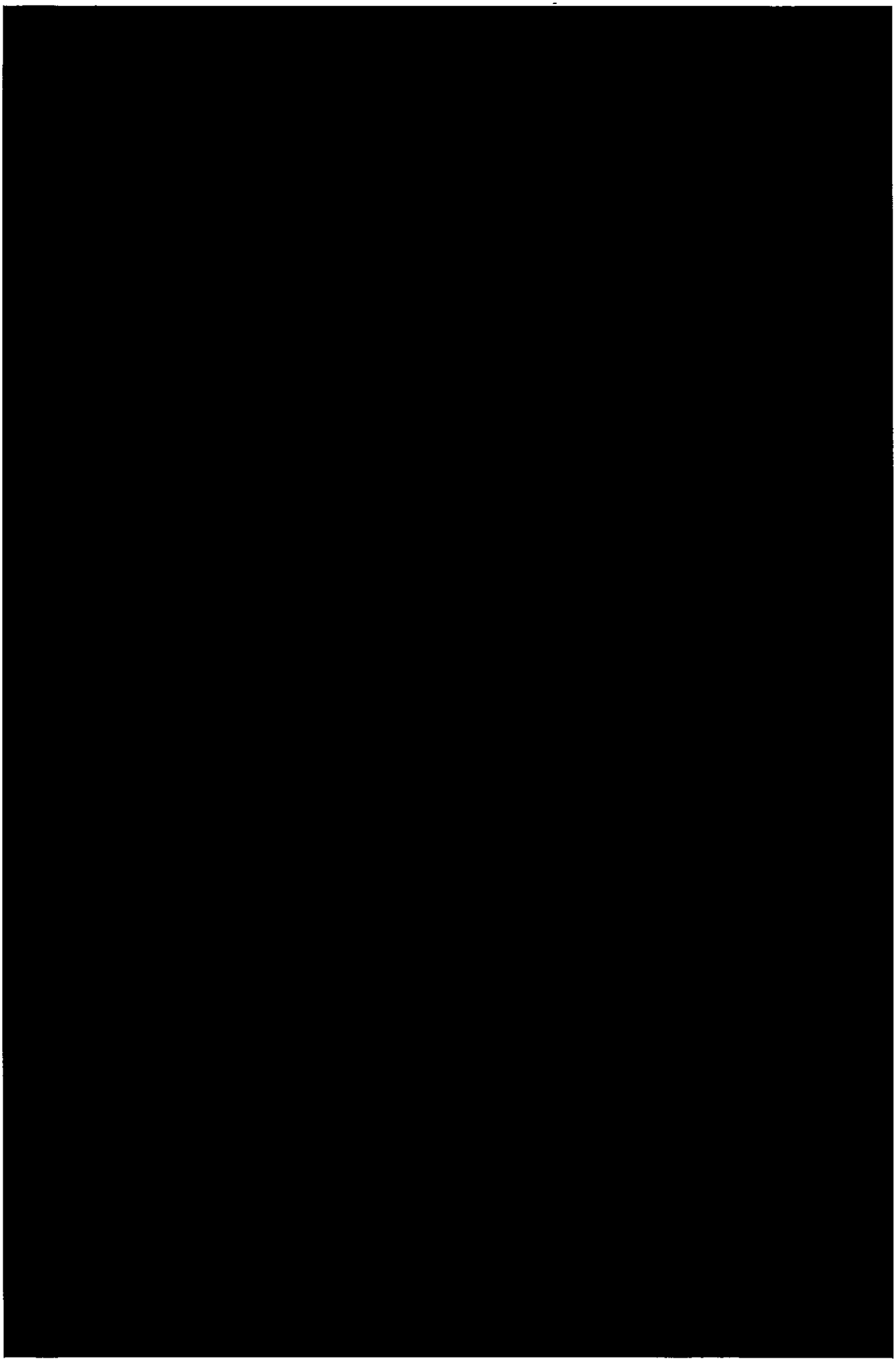

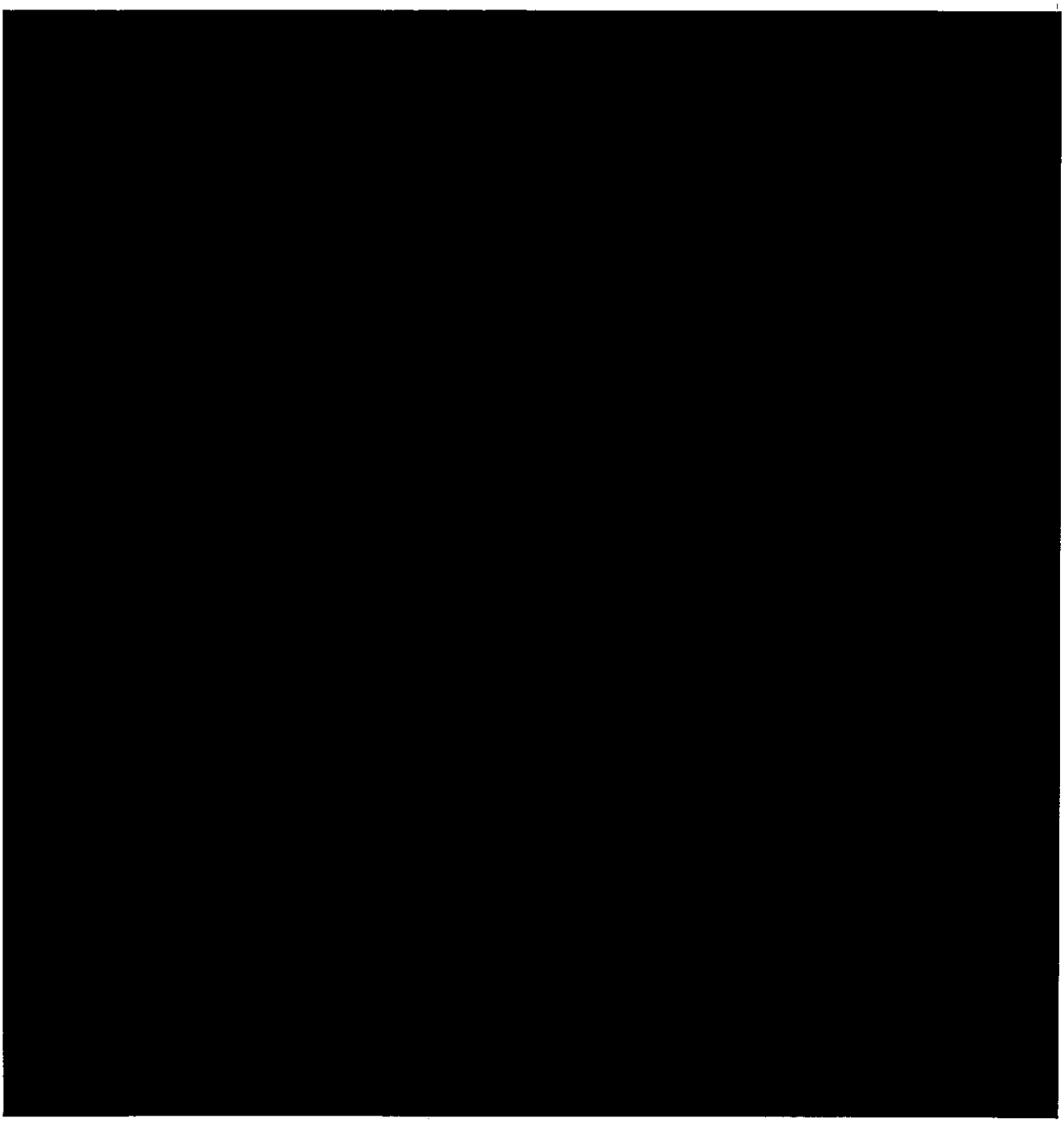

監督対象事業場一覧表

（別添）

実施局	監督対象事業場名	所在地
[redacted]		

実施局	監督対象事業場名	所在地
[redacted]		

実施局	監督対象事業場名	所在地
[redacted]		

実施局	監督対象事業場名	所在地
[redacted]		